

関係各位

名寄市消費生活センター

市内で被害発生！「名義を貸して」「権利を譲って」は詐欺！！

事例

昨年12月、市内在住の女性宅に投資関連のパンフレットが届いた後、会社員を名乗る男から「あなたの名義を貸してほしい」と電話があった。女性が承諾すると、刑事を名乗る者から「名義貸しであなたに逮捕状が出ている」、更に弁護士を名乗る者から「示談金200万円を払えば解決できる」と電話があり、訪問した男に200万円を渡した。その後も指定された住所に430万円を宅配便で送ってしまった。（市内80代女性）



消費者へのアドバイス

- 市内において、名義貸しによる被害が発生しています。身に覚えのない会社から、封書やパンフレットが送られてきた時は注意しましょう。
※例：「株」「債権」「社債」「老人ホーム会員権」「●●●の権利」など
- 電話で「名義を貸して」「権利を譲って」と依頼されたときは詐欺を疑い、すぐに電話を切りましょう。
- 電話の相手が警察官や弁護士と名乗っていても、真実かどうか警察署に確認しましょう。
- 「逮捕状が出ている」「裁判になる」などと不安をあおられても一人で悩まず、家族や信頼できる人に相談しましょう。
- 不審な電話や封書が届いたときは、消費生活センターや警察署に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日